

中学生の学校部活動および地域クラブ活動の
在り方等に関する方針

令和6年3月

鯖江市教育委員会

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導のもと、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、本市のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化や子どもたちのニーズの多様化が進む中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、現在の体制を維持・存続することが厳しい状況にあります。また、専門性や教師の意思にかかわらず顧問を務めるこれまでの体制を維持することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなります。

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校部活動のあり方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に配慮する中で、学校と地域が連携・協働・融合していき、学校の部活動の意義を継承・発展させた新たな価値を創出した持続可能で多様な環境を一体的に整備する必要があります。

今回、国が、平成30年のスポーツ庁及び文化庁のガイドラインを統合し、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を公表したことに伴い、福井県は令和5年3月に「部活動の在り方に関する方針」を全面的に改訂しました。

それを受けて、鯖江市においても、今後進めるべき取組を示す「中学生の学校部活動および新たな地域クラブ活動方針」を策定し、関係者連携の下で実行に努めることとします。

鯖江市教育委員会

目次

はじめに

I	経緯等	・・・	1
II	学校部活動	・・・	2
1	適切な運営のための体制整備		
	（1）部活動の方針の策定等		
	（2）指導・運営に係る体制の構築		
2	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み		
3	適切な休養日等の設定		
4	生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備		
5	中学生の部活動と地域クラブ活動の連携・協働・融合		
III	地域クラブ活動	・・・	7
1	適切な運営や効率的な活動の推進		
	（1）参加者について		
	（2）運営について		
	（3）指導者について		
	（4）活動について		
	（5）適切な休養日の設定		
	（6）活動場所		
	（7）経費の負担、会費の適切な設定		
	（8）保険の加入		
2	その他環境整備について		
	（1）周知・連絡体制整備		
	（2）予算の確保		
IV	大会・コンクールへの出場について	・・・	11
V	地域クラブ活動における休日の捉え方		
附則			
	関係資料		
	連携・協働・融合のイメージ	・・・	13
	休日の部活動地域移行における基本方針（鯖江市地域クラブ推進協議会）	・・・	15
	参考様式1，2，3	・・・	17

I 経緯等

○中央教育審議会

「部活動を学校単位から地域単位の取り組みにし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」（平成31年）

○文部科学省

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和4年）

○スポーツ庁、文化庁

「地域運動部・文化部活動推進事業（モデル事業）」（令和3年～令和4年）

「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」（令和4年）

「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」（令和4年）

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年）

※総合的なガイドライン抜粋

- ・部活動改革においては、生徒の主体的で多様な学びの場であった**部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出**されるようにすることが重要
- ・「**地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる**」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、**地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備**、地域の実情に応じ、生徒の**スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消**することが重要

○学校部活動

- ・**週当たり2日以上**の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・**学校と地域が協働・融合した形での環境整備**を進める

○新たな地域クラブ活動

- ・競技志向の活動だけでなく、**複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保**
- ・休日のみ活動する場合も、原則として**1日の休養日を設定**
- ・**困窮家庭への支援**

○学校部活動の連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

- ・多くの関係者が**連携・協働**して段階的・計画的に取り組む
- ・**まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
- ・**平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・**令和5年度～令和7年度までの3年間を改革集中期間**として重点的に取り組みつつ、地域の実情に応じて**可能な限り早期の実現を目指す**

○福井県教育委員会

「学校部活動および新たな地域クラブ活動のあり方に関する方針」（令和5年）

○鯖江市

本市では令和3年度から4年度に「地域運動部活動推進事業」を実践、検討会を開催
学校・地域・関係団体による、鯖江市地域クラブ活動推進協議会において、休日の部活動地域移行における基本方針を策定（令和4年）

Ⅱ 学校部活動

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア) 中学校の校長は、福井県教育委員会の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。策定する際、休日の部活動の地域移行（以下「地域クラブ活動」とする。）を含めた内容とする。 (参考様式1 参照)

部活動顧問（以下「顧問」とする。）は、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）ならびに毎月の活動計画（参考様式2）および活動実績（活動日時・場所、休養日および大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

作成にあたっては、休日の部活動地域移行時の地域指導者（以下「地域クラブ指導者」とする。）と連携・協働した内容となるよう留意する。

イ) 校長は、上記アの活動方針および活動計画等を、学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア) 校長は、教師だけでなく、適切な指導者を確保していくことを基本とし、部活動指導員の配置にも気を配ること。また、生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

中学校においては、1つの部活動を複数体制で指導できるよう、教員数のおおむね2分の1の部活動数になるよう見直しを行う。

イ) 校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案したうえで行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営および管理に係る体制を構築する。

- ウ) 校長は、毎月の活動計画および活動実績の確認等により、部活動および地域クラブ活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度にならないよう持続可能な運営体制が整えられているかなどについて、適宜、指導・是正を行うと同時に地域クラブ活動に対して意見を述べる。
- エ) 校長は、部活動について共同管理体制を導入し、顧問および部活動指導員は、共同管理報告書（参考様式3参照）を活用し、複数の部活動の安全管理を効率よく行う。
- オ) 教育委員会は、部活動顧問や部活動指導員、地域クラブ指導者を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識および実技の質の向上ならびに学校管理職や地域クラブ運営団体（以下「運営団体」とする。）を対象とする部活動の適切な指導や運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取り組みを行う。
- カ) 教育委員会および校長は、教師の部活動への関与について、法令や「福井県学校業務改善方針」（令和2年3月改訂 福井県教育委員会）に基づき、業務改善および勤務時間管理等を行う。
- キ) 教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分掌の実態を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導者大会等の引率・指導を担うことができる体制を構築する。
- ク) 教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置にあたっては、学校教育について理解を示し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合にも許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）が遵守することなどに関し、適任かどうかを校長と協議し決定する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み

(1) 校長、顧問および部活動指導員は、部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）および体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、熱中症や感染症防止等のための適切な措置に対しても十分な対策を講じる。

(2) 顧問および部活動指導員は、休養を適切に取ることが必要であること、また、その活動内容に即しながら過度の練習がスポーツ障害・外傷等の様々なリスクを高めること等を正しく理解するとともに、生徒が生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、種目や分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

(3) 顧問および部活動指導員は、中央競技団体や部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した部活動における指導手引を活用して、種目や分野の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

部活動および地域クラブ活動における休養日および活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 学期中、週当たり2日以上休養日を設ける。

学期中においては、平日、少なくとも1日、土曜日および日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。大会参加等で週末2日間ともに活動した場合は、休養日を他の週の平日または休日に振り替える。

※校長および運営団体は、中体連大会やコンクール前など、中学生最後の大会等に向けた機運等により、生徒たちから休日に更に練習したい等の要請がある場合、指導者間（顧問・部活動指導員・地域クラブ指導者）で協議し、バランスの取れた生活を基本とした練習計画および休養日を設定し、生徒および保護者の同意を得る。その時の生徒の参加は任意であり、参加を強制するものではない。

(2) 年間、休日に52日以上の休養日を設ける。

年間52日以上の部活動休養日を土曜日・日曜日・祝日または振替休日において確保する。校長および運営団体は、週末の大会等への出場において、年間計画に沿った出場であるかを確認し、承認する。

(3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

(4) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(5) 部活動において、生徒の登下校時刻の適正化や過度の練習によるスポーツ障害の防止等の観点と、教員の勤務時間の適正化の観点から、朝練習は原則として行わない。

(6) 活動場所が山、海、湖、川、専用施設など特殊な環境であることや、降雪等の気象条件の影響で屋外競技の活動場所が限られることにより、始業前に活動することまたは1日の活動時間を増やすことが必要となる場合には、事前に活動計画等により校長の承認を得る。その際、その後に休養日を設けるなど、生徒のバランスのとれた生活に支障が生じないように配慮し、保護者の同意を得る。

(7) 校長および運営団体は、部活動と地域クラブ活動の総合的な活動範囲の中で、**2・3**の指針から逸脱する指導や活動が見られた場合（例：生徒の意思での参加ではなく、顧問・地域クラブ指導者、保護者の意向による、同一の種目・分野で同じ部員が継続して参加させる等）は、適切な休養日設定ができるよう、顧問ならびに地域クラブ活動に対し、場合によっては活動を中止することも念頭に、改善・是正するよう意見を述べる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- (1) 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、競技力・技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置するよう努める。
- (2) 教育委員会および校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技や分野の部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組みを推進する。
- (3) 教育委員会および校長は、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないように徹底する。

5 中学生の部活動と地域クラブ活動の連携・協働・融合

- (1) 学校は、部活動において、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという基本方針のもと、生徒の生涯学習・生涯スポーツの環境整備の観点から、運営団体や地域の各種団体等の協力を得たり、民間事業者を活用したりするなど、部活動の意義を継承・発展した新しい価値を創出できる活動に対し理解を示し、協力する。
- (2) 学校は、地域クラブ活動において、保護者の理解と協力が得られた活動となるよう、当初は学校が主体となった運営団体との連携に取り組み、部活動の意義やノウハウを伝授する。ある程度成熟した後、運営団体が主体となり練習計画や指導者派遣等を実践し、協働・融合した持続可能な活動となるよう学校は協力する。
- (3) 学校は、部活動が運営団体や地域の各種団体と連携・協働・融合した活動が進むにあたり、休日に限らず平日においても、可能な活動がある場合は、地域に理解を示し、活動できるようにする。

Ⅲ 地域クラブ活動

1 適切な運営や効率的な活動の推進

(1) 参加者について

従来の部活動に所属している生徒だけでなく、学校部活動に所属していない、障害の有無等に関係なく、多くの生徒が参加可能な環境を整備する。

(2) 運営について

ア) 運営団体

運営団体は、市内中学校区ごとにある総合型地域スポーツクラブとする。

運営団体は、部活動の意義を継承・発展させ、地域においてスポーツ、文化芸術活動等様々な活動ができるなど新しい価値の創出を目指し、生徒たちの自主的・主体的な活動を見出す取り組みを実践する。

※各スポーツクラブは、定款・規約・方針等で、地域の文化・スポーツの推進や地域の子どもたちの健全育成をあげており、文化関連の活動にも取り組む予定。

イ) 活動について（学校と地域クラブの連携・協働・融合）

地域クラブ活動への移行期においては、生徒や保護者が違和感を持つことがないよう、段階的に主体を学校から運営団体に移行する。

運営団体は、部活動の意義を継承・発展させるため、当初は学校に相談しながら、学校が主体の連携に取り組み、様々なリスク解消等に取り組むことや部活動のノウハウ等を学び、マネジメント能力の強化に努める。

運営団体および地域クラブ活動がある程度成熟した後は、運営団体が主体となり練習計画や指導者派遣等を実践し、学校の協力のもと、協働・融合した持続可能な環境となるようにする。

ウ) 生徒のニーズに対応した活動（新たな価値の創出）

多くの生徒が参加可能で新たな価値を創出する環境をつくるには、様々な関係団体と連携して進める必要がある。

教育委員会は、生徒のニーズおよび関係者の意見を集約し、生徒のニーズに対応するための活動が実践できるよう、運営団体と協力し、関係団体への協力依頼を継続的に行う。

エ) 危機管理体制の整備（リスクへの対応）

地域クラブ活動において、ケガや事故の防止等の安全管理だけでなく、人間関係のトラブル、生徒間トラブルを含めた危機管理が必要となり、その対応のため、主体を明確にし、体制を整える必要がある。

連携の時期においては、活動だけでなく、リスク対応においても学校が主体となり、運営団体や地域クラブ指導者は対応を学び経験値を上げていく。

協働・融合の時期においては、運営団体や地域クラブ指導者が主体となり、学校から助言を得るなどの協力を得て、リスク対応に取り組む体制を構築する。

(3) 指導者について

ア) 質の保障と質の確保

運営団体は、生徒の多種多様なニーズ（もっとうまくなりたい、勝ちたい、楽しくやりたい、違うことをやってみたい等）に対応するため、多くの指導者を確保する。

教育委員会および運営団体は、校長と協力し、指導者確保に向け、関係団体との協議・依頼だけでなく、地域や保護者への協力依頼等、様々な所で、指導者の質の保障と量の確保を継続的に続ける。

地域クラブ指導者においては、運営団体と校長の両者が、地域クラブの理念の共有だけでなく、部活動の意義を継承・発展させることに理解を示していること、参加する生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を理解・実践できる可能性があることを承認した人材とする。

教育委員会は運営団体と協力し、指導者の養成や資質向上の取り組みを行う。

学校部活動の意義

- ・ 体力や技能の向上を図る
- ・ 教科での学習団とは異なる集団での教育活動を通じた人間形成の機会の確保
- ・ 学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する
- ・ 生徒の自主的で多様な学びの場とする

イ) 教師等の兼職兼業

教師で兼職兼業届を提出し、教育委員会より許可された場合は、地域クラブ指導者として活動することとなる。

教育委員会は、地域クラブ活動での指導を希望する教師等の本人の意思および参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、健康への配慮等、学校運営に支障がないかを校長に事前に確認し、検討し許可する。

校長は、教師の心身の健康を確保するため、当該教師の学校における勤務時間と地域クラブ活動に従事する時間が過剰になることが見込まれる場合には、兼職兼業の活動を中断することを当該教師と協議し決定する。

運営団体は、教師等を指導者として採用する際には、居住地の変更や異動・退職等があっても指導の継続意思を踏まえて、指導者を確保する。

(4) 活動について

教育委員会および運営団体は、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、生徒のニーズだけでなく、多種多様な活動や伝統芸能、レクリエーション活動等、生徒にとって必要となる活動および世代間交流に対応できる内容とし、様々な団体からの要望に対応することがないよう、校長を含め協議し、運営可能な関係団体と連携する。

校長は、生徒の学校生活の様子を見る中で、地域クラブ活動が青少年の健全育成において不適切な活動であると判断した場合には、運営団体に助言する。

運営団体は、活動において不適切な活動であると判断した場合には、実施団体や種目、その指導者と協議し、改善を求めることとし、改善が見られない場合は停止させる。

※Ⅲ 3 (ア) 「指導者の量と質」の基準含む

(5) 適切な休養日の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・コンクール志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等に応じて適切な活動時間とする必要がある。運営団体は、学校部活動の意義の継承を念頭に、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「Ⅰ学校部活動」3 適切な休養日の設定 (P4～P5) に準じ、学校や顧問と連携し、大会の出場予定や活動時間の計画を遵守し、休養日を設定する。

運営団体は、地域クラブ活動と部活動の総合的な活動範囲の中で、保護者や指導者(地域クラブ指導者・顧問・部活動指導員)の意向が優先し、生徒の自主的・主体的な活動から逸脱しているなど過度の活動がみられると判断した場合(例:生徒の意思での参加ではなく、同一の種目や分野を同じ部員が継続して取り組む等)は、校長と協議し、適切な休養日設定ができるよう、指導者に対し、場合によっては中止することも念頭に、改善・是正するよう意見を述べる。

(6) 活動場所

休日の地域クラブ活動は、平日の部活動と同じ中学校施設および教育委員会が所管する施設を主に活用することとし、中学生ができるだけ徒歩または自転車で往復でき

る範囲を活動場所とする。

教育委員会および運営団体は、教育委員会が所管する施設利用に関し、施設管理者との協議や他利用団体との調整を行い、利用しやすくなるよう努力する。

(7) 経費の負担、会費の適切な設定

保護者は、子どもの地域クラブ活動への参加においては、指導や運営に対して、経費を負う。

運営団体は、年間を通して活動するに見合う適切な会費を設定し、保護者から徴収する。

(8) 保険の加入

ア) 運営団体は、地域クラブ指導者や地域クラブ活動に参加する生徒に対して、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入することを義務付け、適切な補償が受けることができるようにする。

イ) 運営団体は、市内の他の運営団体の地域クラブ活動にも参加できる保険加入体制を整える。

ウ) 運営団体は、個人の保険だけでなく、団体としての保険に加入し、参加する生徒に対し、責任を持った活動を保障する。

2 その他環境整備について

(1) 周知・連絡体制の整備

運営団体は、部活動が地域クラブ活動に移行することや受益者負担での活動であること、将来の活動展開のビジョン等について、保護者および生徒、地域に対し周知し理解を求める必要がある。周知方法については、学校や公民館等に協力を得るための連携体制を構築する。

また、運営団体・学校・地域クラブ指導者・生徒・保護者間の連絡体制が必要となる。

連携の時期においては、部活動の連絡体制に依頼していくことも必要となるが、協働・融合の時期においては、運営団体独自の連絡体制を整備することとする。

(2) 予算の確保

地域クラブ活動を持続可能な活動にするためには、受益者負担が必要である。
会費の適正金額等を運営団体間で協議し決定していくこととする。

教育委員会は、持続可能な活動となるよう運営団体に対して支援するだけでなく、経済的に困窮する家庭の参加費負担を軽減するための財政支援を継続的に実施する。

IV 大会・コンクールへの出場について

ア) コンクールおよび中学校体育連盟主催大会（地区・県・北信越・全国）においては、基本、各中学校名で参加し、地域の子どもは学校を含めた地域で育て、学校と地域が共に応援できる体制を築く。

ただし、部員・会員不足により単独校名で参加できない等様々な状況が出てきた場合には、学校と運営団体が協議し、子どもたちの意向に沿った形での出場とする。

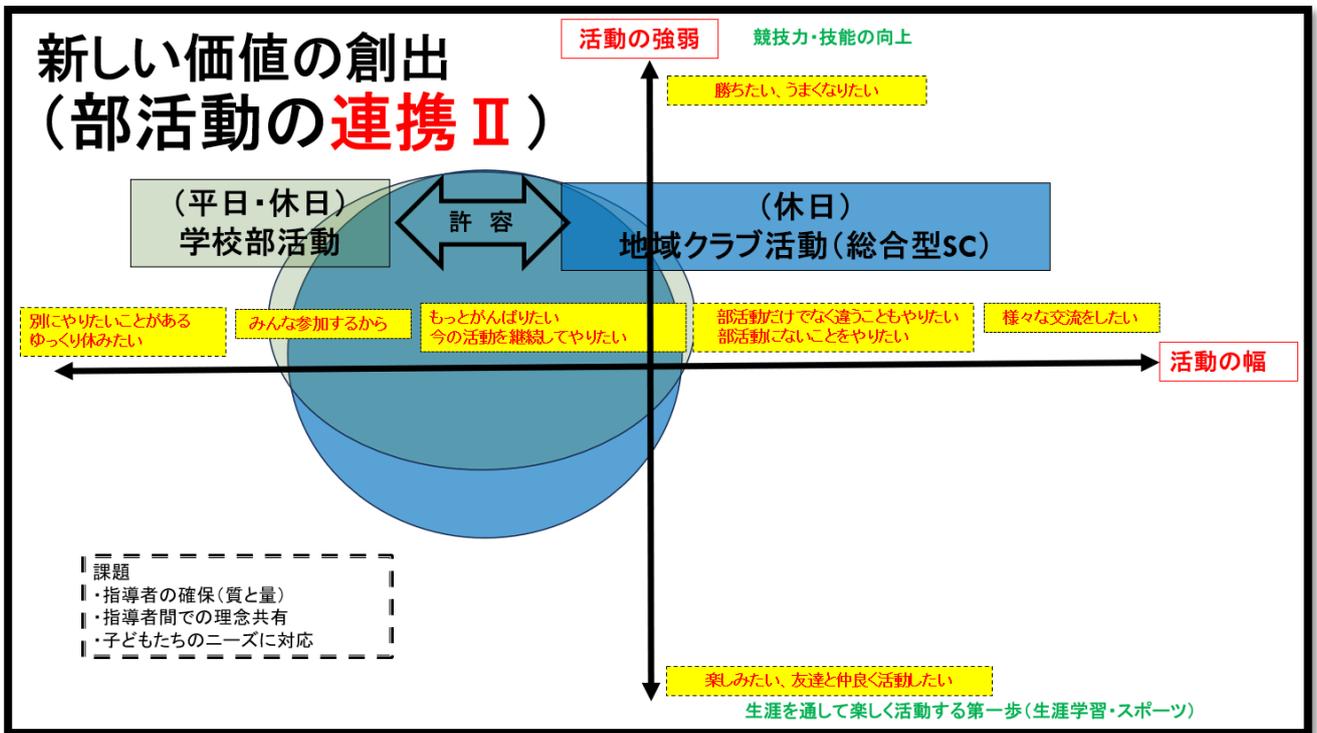
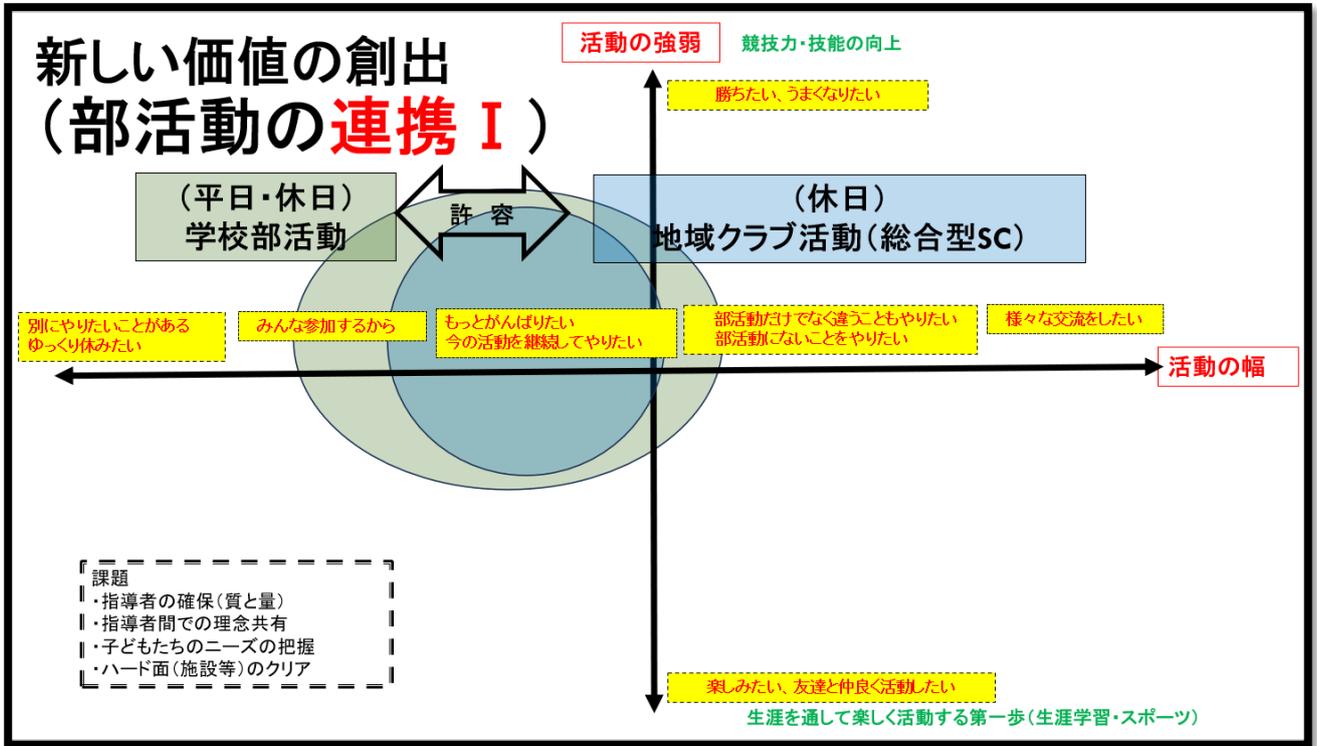
イ) 他の大会においては、生徒の志向やレベル・ニーズに合った大会を選択し、多くの生徒が参加できることを目指す。ただし、教育上の意義や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・イベント等を精査する。

V 地域クラブ活動における休日の捉え方

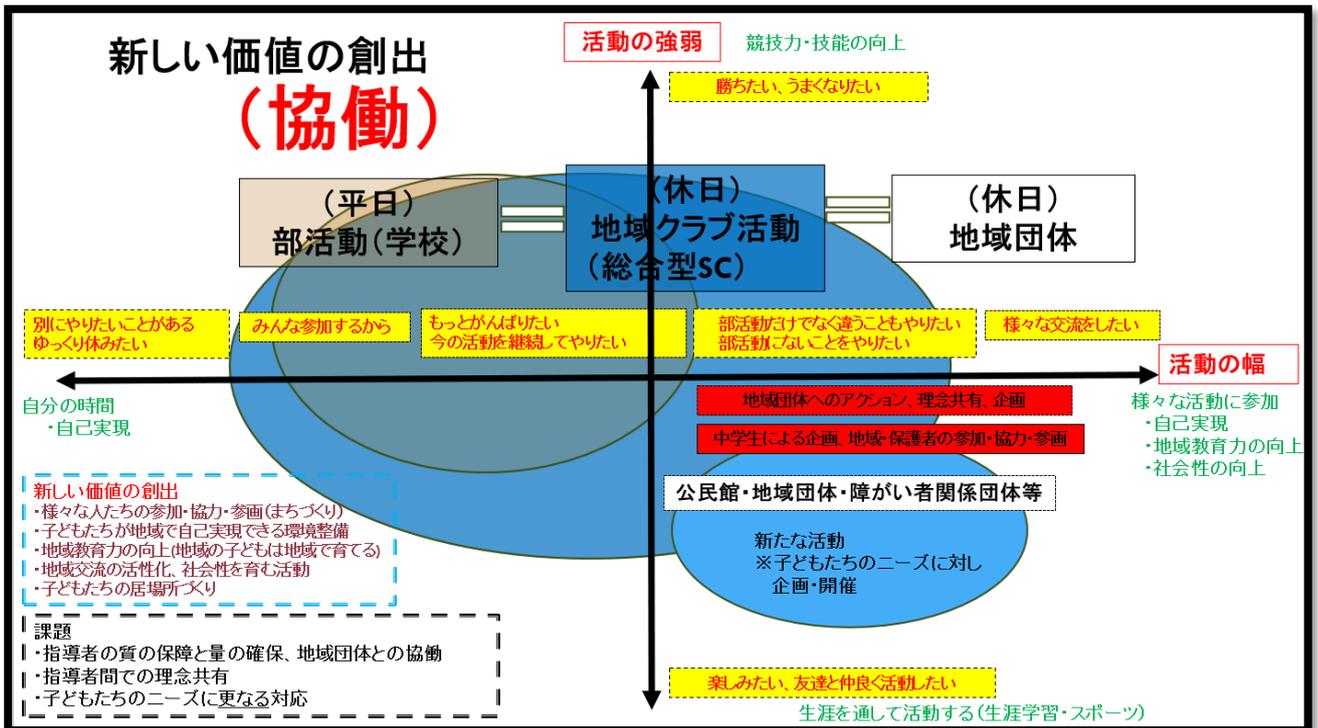
地域クラブ活動において休日の捉え方は、土・日曜日および国民の祝日、教職員が勤務を必要としない日とする。

連携・協働・融合のイメージ

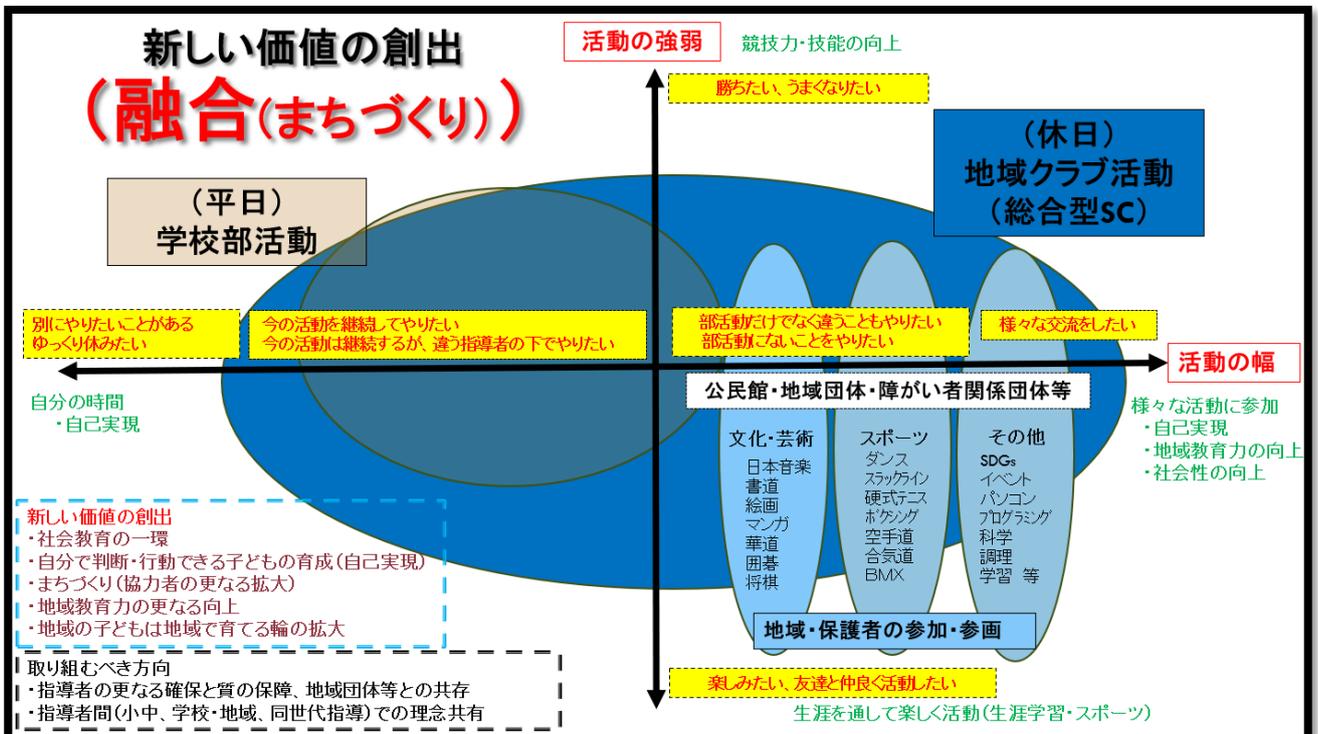
【連携 I・II】



【協働】



【融合】



参考資料

本方針策定にあたり、鯖江市においては、令和4年度休日の部活動地域移行（以下「地域クラブ活動」という。）における国の答申・動向・方針・モデル事業の実践等を通して、生徒にとって望ましく、スポーツや文化芸術活動を楽しむことができる持続可能な地域クラブ活動となるよう関係者が集う協議会を発足し、基本方針を策定しています。

○基本方針

休日の地域クラブ活動は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識のもと、将来にわたり本市の子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する。

1. 目指すところ

- ・「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」との考えのもと、休日の中学校部活動の地域移行を推進する。
- ・子どもたち（中学生）が、仲間や異世代との交流の中で、共にスポーツや文化・芸術に親しむ、楽しむ、競い合うなどの様々なニーズに対応できる環境の整備を目指す。
- ・中学生が、休日の地域クラブ活動と平日の学校部活動に違和感なく参加でき、多様なニーズに対応できる体制を築く。

2. 実施時期

令和5年度より実施し、令和7年度までは、子どもたちが平日と休日の活動が連携できるよう、学校部活動と地域クラブ活動が互いに併存する形とし、地域での活動が可能な種目から地域に移行し、令和8年度からは地域クラブでの活動の完全実施とする。

3. 運営団体について

- ・運営団体は、中学校区にある総合型地域スポーツクラブが担い手となり、中学生のスポーツや文化・芸術の活動機会をつくる。

鯖江中学校区 : 特定非営利活動法人さばえスポーツクラブ
中央中学校区 : 鯖江北コミュニティースポーツクラブ
東陽中学校区 : 東陽スポーツクラブ

- ・中学校区にある総合型地域スポーツクラブは、中学校区の活動だけでなく、市全体の活動も視野に入れるなど、互いに調整・連携し活動する。

4. 活 動

- ・平日の部活動と変わらない場所である中学校施設ならびに教育委員会施設を主に活用し、活動する。
- ・中学生ができるだけ徒歩または自転車で往復できる範囲を活動場所とする。
- ・地域クラブ活動において市の施設を利用する場合は、鯖江市ならびに運営団体は、他団体との調整に協力する。
- ・地域指導者は、学校部活動を理解したうえで、中学生の多様なニーズに対応できる指導を目指す。

5. 費 用

原則、受益者負担とする。

- ・会費について

【保 護 者】指導や運営に対して、経費負担を負う。

【運営母体】年間を通して活動するに見合った金額設定を令和7年度までに決定する。

【鯖江市教育委員会】経済的に困窮する世帯の参加費用負担を軽減するための財政支援をする。

6. 指導者の質と量の確保

- ・鯖江市ならびに関係団体は、指導者バンクやスポーツ少年団、文化関連団体等に働きかけ、地域指導者の確保に協力する。
- ・運営団体は常に関係団体や地域と対話し、適切な地域指導者を確保し、活動方針の共有ならびに鯖江市や上部団体等と連携し、研修等を通じて指導力向上等の資質向上を図る。
- ・各学校は、平日指導の部活動顧問と連携できる地域指導者確保のため、関係団体や運営団体と協力・連携する。

7. 大会参加

- ・コンクールおよび中学校体育連盟主催の大会においては、基本、各中学校名で参加し、学校と地域が共に応援できる体制を築く。
- ・他の大会においては、中学生の志向やレベル、ニーズに合った大会を選択し、多くの中学生が参加できることを目指す。

8. 協議会の位置づけ

- ・休日の部活動地域移行に向けた、推進計画を策定し、生徒や保護者、地域等の関係者に対し、理解と協力を得られるよう取り組む。
- ・休日の部活動地域移行に向けた取り組みの進捗状況等を検証し、必要に応じ改善を提案する。

(参考様式 1) 学校の部活動に係る活動方針

ねらい

(例) 学校部活動は、生徒の自主的・主体的な活動を通して、豊かな人間性をはぐくむ上で大切な活動である。今後、休日の部活動の地域移行に合わせ、地域と連携・協働・融合していき、学校部活動の意義を継承・発展できるようにする。

生徒の実態

(例) 生徒の志向が多種多様化しており、学校部活動での指導だけでなく、地域指導者との連携を通して、対応する必要がある。

地域クラブ活動の状況

(例) 休日の部活動を〇〇〇スポーツクラブが運営することとなり、現在は、学校が協力する立場での活動である。

設置部活動

(例)

文化部
吹奏楽、合唱、広報

運動部
軟式野球、サッカー、柔道
剣道、陸上、

指導力の向上

(例) 地域指導者との連携や研修を通して、合理的で効果的な学校部活動指導やマネジメント力を活かした指導が実践できるよう努める。

体罰等の防止

(例) 生徒の人格を傷つける言動や、体罰はいかなる場合も許されないことを、あらゆる機会を通じて徹底を図る。

活動計画・時間

(例) 学校部活動および地域クラブ活動における休養日・活動時間、生徒が運動や活動と休養や睡眠等とのバランスがとれた生活を送ることができるよう、以下の基準とする。

○年間を通じて、週あたり平日に1日、土日に1日以上以上の休養日を確保することを考慮しながら、休日において、年間52日以上以上の部活動休養日を確保する。また、週末の活動状況、考査日程等を考慮しながら、バランス良く平日の休養日の確保に努める。

○通常練習日の1日の活動時間は平日2時間程度、土日は3時間程度とし、効率的で効果的な活動を行う。

業務改善に向けた取り組み

(例) 兼職職兼業届を提出した顧問に関しては、毎月の活動計画や活動実績の確認等により活動内容を把握し、教職員の負担が過度とにならないような持続可能な活動が整えられるかなどについて指導、是正を行う。

保護者の願い

(例) 前向きな生活が送れるよう、積極的な部活動・地域クラブ活動に参加し、社会性や人間性の伸長を期待している。

部活動指導員との連携

(例) 部活動指導の適材配置により、効果的な顧問の負担軽減を目指す。

危機管理体制

(例) 学校および地域クラブは、安全対策に最優先に取り組むとともに、緊急時の対応について共通認識を図り、事故発生時の対応を適切に行う。

部活動における熱中症対策

(例) 高温・多湿の環境条件を把握し、活動を中止又は運動量の調整等を行うなど、熱中症マニュアル等に基づき予防策を講じる。熱中症発生時の共通理解を図り、適切な対応を行う。

部活動における感染症対策

(例) 感染拡大への警戒を怠らなく、感染の状況に応じて衛生管理マニュアルなどに基づき感染症対策を行う。

※活動方針には、上記項目を含めて記載すること。
なお、様式については、適宜変更可とする。

活動計画 (休養日設定確認表)

※平日1日以上、休日1日以上の休養日を設定しましょう

部活動名	部
------	---

顧問名	
-----	--

4 月				
日	曜日	休養日	活動時間	備 考
1	日	○	休養日	
2	月		9:00~12:00	
3	火		9:00~12:00	
4	水	○	休養日	
5	木		9:00~12:00	
6	金		16:00~18:00	新任式、入学式、始業式
7	土		9:00~12:00	
8	日	○	休養日	
9	月		16:00~18:00	
10	火		16:00~18:00	
11	水	○	休養日	
12	木		16:00~18:00	
13	金		16:00~18:00	
14	土		9:00~12:00	
15	日	○	休養日	
16	月	○	休養日	放課後活動休止日
17	火		16:00~18:00	
18	水	○	休養日	
19	木		16:00~18:00	
20	金		16:00~18:00	
21	土		9:00~12:00	練習試合(○○中)
22	日	○	休養日	
23	月		16:00~18:00	
24	火		16:00~18:00	
25	水	○	休養日	
26	木		16:00~18:00	
27	金		16:00~18:00	
28	土		8:30~16:00	春季地区大会
29	日	○	休養日	
30	月	○	休養日	
4月休養日数				11 日

5 月				
日	曜日	休養日	活動時間	備 考
1	火		16:00~18:00	
2	水	○	休養日	
3	木		9:00~12:00	
4	金	○	休養日	春季地区大会の振休
5	土	○	休養日	春季地区大会の振休
6	日	○	休養日	
7	月		16:00~18:00	
8	火		16:00~18:00	
9	水	○	休養日	試験期間(~17日)
10	木	○	休養日	
11	金	○	休養日	
12	土	○	休養日	
13	日	○	休養日	
14	月	○	休養日	
15	火	○	休養日	
16	水	○	休養日	中間試験1日目
17	木		16:00~18:00	中間試験2日目
18	金		16:00~18:00	
19	土		9:00~12:00	
20	日	○	休養日	
21	月	○	休養日	放課後活動休止日
22	火		16:00~18:00	
23	水	○	休養日	
24	木		16:00~18:00	
25	金		16:00~18:00	
26	土		13:00~16:00	練習試合(○○中)
27	日	○	休養日	
28	月		16:00~18:00	
29	火		16:00~18:00	
30	水	○	休養日	
31	木		16:00~18:00	
5月休養日数				17 日

(参考様式3) 共同管理報告書

部活動指導の共同管理報告書

【業務内容】

- 同じ活動場所の複数の部活動の安全管理を行う。
- チェック表に基づいて、活動場所における安全管理を行う。
- 部活動終了後、チェック表を管理職に提出し、管理職が点検・管理する。

点 検 印

チェック表

共同管理者名			
月 日 ()	活動時間	: ~ :	
	活動場所	グラウンド・第1体育館・第2体育館・特別教室	
天気	気温	湿度	暑さ指数(WBGT温度)
晴れ・曇り・雨	℃	%	℃
熱中症予防のための運動指針			
WBGT温度	各顧問への連絡		水分補給・休息等の実施
21℃以下	<input type="checkbox"/> ほぼ安全	適宜水分補給	各部活動での <input type="checkbox"/> 水分補給の実施 <input type="checkbox"/> 休息の実施
21～25℃	<input type="checkbox"/> 注意	積極的水分補給	
25～28℃	<input type="checkbox"/> 警戒	積極的休息	
28～31℃	<input type="checkbox"/> 嚴重警戒	激運動中止	
31℃以上	<input type="checkbox"/> 運動は原則中止		
活動部活名	活動人数	練習内容	
男・女 部	人	通常練習・練習試合・その他	
男・女 部	人	通常練習・練習試合・その他	
男・女 部	人	通常練習・練習試合・その他	
男・女 部	人	通常練習・練習試合・その他	
男・女 部	人	通常練習・練習試合・その他	
特記事項			
例) どの部活動もマネージャー等が水分補給の準備を整えており、休憩時間に部員が適宜水分補給していた。			
例) どの部活動も活動前後にグラウンドの土をならしたり、石を取り除いたりして安全管理に努めていた。			
例) 練習中に雷が鳴り始めたので、各顧問とともに生徒を校舎内に移動させ、室内練習メニューに変更した。			
けが等の 有・無	学年・クラス	生徒氏名	
男・女 部	年 組		
対処内容			
例) 転倒して肘に擦過傷有り。保健室に同行し、養教に適切な処置を依頼。その後、練習に復帰。			
例) 熱中症を疑う症状有り。涼しい場所で休息させ水分を補給させる。その後症状は改善したが、練習には復帰せず顧問から保護者に連絡し、保護者とともに帰宅。			
男・女 部	年 組		
対処内容			